

# コンサルタント等業務委託契約書作成の手引き

最終改正：令和3年4月1日

佐久水道企業団が発注するコンサルタント等業務（契約金額50万円以上の業務）の受注者は、この手引きを参照して契約書を作成してください。

なお、当企業団の契約書は、長野県の「建設工事に係る委託業務標準契約書」の例により作成します。

## 1 業務委託契約書

### ・収入印紙

作成する契約書のうち、発注者が保管する契約書1通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付します。収入印紙には、その彩紋と契約書に掛けて契約当事者双方が記名押印に用いた印を押して消印します。（印紙税法において定められた金額とは、契約書に消費税額等が記載され明らかな場合には、その消費税額等の金額を含めないこととされています。）

- 1 委託業務名 ⇒ 設計書の鏡に記載されている内容を記載します。
- 2 履行期間 ⇒ 設計書の鏡に記載されている内容を記載します。（履行期間の開始日はこちらで指定した日を記載して下さい。）
- 3 業務委託料
  - (1) 業務委託料欄には、次の金額（契約金額）を記載します。
    - (ア) 消費税の課税業者 ⇒ 入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額
    - (イ) 消費税の免税業者 ⇒ 入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額
  - (2) 消費税及び地方消費税の額の記載
    - (ア) 消費税の課税業者 ⇒ 入札金額の10%を記載します。
    - (イ) 消費税の免税業者 ⇒ 「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円」を削除（見え消し）します。
- 4 契約保証金 ⇒ 発注者が記載します。

契約保証金は、債務不履行の事態が発生した場合に発注者が受ける損害を補填するため、契約の締結に当たり契約金額の10%以上を納付していただくものです。

  - (1) 通知書（入札について）に「免除」と記載されている場合は、「契約金額の10%に相当する額」を記載し、続けて「ただし、佐久水道企業団契約保証金取扱規程第2条第2項の規定により納付を全額免除する。」と記載します。
  - (2) 契約保証金は、現金、有価証券等、金融機関の保証、保証事業会社の保証、履行保証保険及び公共工事履行保証証券（履行ボンド）のいずれかから選択することができます。
  - (3) 現金で納付する場合は、「契約金額の10%に相当する額」を記載します。
  - (4) 現金に代わる担保（金融機関の保証、保証事業会社の保証）を提供する場合は、「契約金額の10%に相当する額」を記載し、続けて「ただし、佐久水道企業団契約保証金取扱規程第2条第4項の規定により金融機関の保証等をもって納付に代える。」と記載します。

(5) 現金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券、又は公共工事履行保証証券（履行ボンド）を提出する場合は、「契約金額の10%に相当する額」を記載し、続けて「ただし、佐久水道企業団契約保証金取扱規程第2条第4項の規定により納付を全額免除する。」と記載します。

## 5 調停人

国・県の約款改正により、平成23年4月1日から新たに追加された項目ですが、当面の間、「6 調停人」を削除（⇒見え消し）します。

- ・ 契約書上欄の余白部分に「6字削除」と記載し、契約当事者双方が記名押印に用いた印を押印（訂正印）します。
- ・ 本書〇通 ⇒ 発注者分1部、受注者分1部を作成しますので「2」を記載します。
- ・ 共同企業体の場合 ⇒ 各構成員分の契約書も作成しますので、「1+共同企業体の構成員数」を記載します。
- ・ 契約締結日 ⇒ 記載しないでください。

ただし、契約担当課から指示があった場合は、その日付を記載します。

なお、落札の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければなりません。

- ・ 発注者 ⇒ 住所：発注者が記載します。  
氏名：発注者が記載します。

- ・ 受注者 ⇒ 法人の場合

住所：「入札参加資格者名簿に登録した住所」

氏名：「商号 役職名 代表者氏名」と記載し、代表者印を押印します。

共同企業体の場合

住所：「登録した共同企業体の住所」

氏名：「共同企業体名」

住所：代表企業の住所

氏名：代表企業の商号 役職名 代表者氏名

住所：構成企業の住所

氏名：構成企業の商号 役職名 代表者氏名」と記載し、各構成員の代表者印を押印します。

個人の場合

住所：「入札参加資格者名簿に登録した住所」

氏名：「屋号 役職名 氏名」と記載し、押印します。

入札参加資格審査申請において契約締結権限の委任がなされている場合は、委任先の内容を記載し、受任者印を押印します。

- ・ 綴じ方

契約書の各葉間に、契約当事者双方が記名押印に用いた印で割印します。契約書が袋とじになっている場合には、表面及び裏面に当たる頁の糊付け部分に契約当事者双方が押印します。

契約書に綴じ込む書類については、契約担当課の指示に従ってください。

## 2 コンサルタント等業務委託契約約款

### 【補正の方法】

#### (1) 文字の訂正、加入、削除の方法

約款の内容を訂正し、一部の条項を削除し、又は条項を追加する場合は、まず、約款本文を訂正等してから、次の例により行います。その際、約款上欄の余白部分に記載した箇所には、契約当事者双方が記名押印に用いた印を押印（訂正印）します。

#### (2) 条項の訂正、加入、削除の方法

(ア) ○字訂正する場合は、「第○条第○項○字訂正」などと約款上欄の余白部分に記載します。

(イ) ○字加入する場合は、「第○条第○項○字加入」などと約款上欄の余白部分に記載します。

(ウ) ○字削除する場合は「第○条第○項○字削除」などと約款上欄の余白部分に記載します。

(エ) 記号（句読点、括弧等）は、文字として数えます。

(オ) 条、項及び号そのものを訂正、加入、削除する場合も同様に、「第○条削除」、「第○条第○項削除」などと約款上欄の余白部分に記載します。

(カ) 条の「見出し」を訂正、加入、削除する場合は「第○条見出し○字削除」などと約款上欄の余白部分に記載します。

(キ) 一度訂正などをした文字は、再度訂正は行えません。

### 【該当条項及び補正内容】

#### （業務工程表の提出）

#### 第3条

本条第1項中「この契約締結後5日以内に・・・」の「5日」を「10日」に訂正するため、「5」を削除し「10」を加入します。

#### （契約の保証）

#### 第4条

(1) 金銭的保証（通常は金銭的保証です。）の場合は、本条を適用します。

(2) 指名通知書で契約保証金の納付を「免除」とされた場合は、本条を削除（見え消し）します。

(3) 指名通知書で契約保証金として金銭的保証を求められていても、納付が免除される場合があります。契約担当課に照会してください。

#### （意匠の実施の承諾等）

#### 第8条の2

令和2年4月1日に締結する契約から新設されました。

当該業務の内容に応じて選択的に適用します。

(A) を適用する場合は (B) を削除（見え消し）します。

(B) を適用する場合は (A) を削除（見え消し）します。

#### (前金払)

##### 第35条

- (1) 契約金額が300万円未満の場合または契約金額が300万円以上で履行期間が3か月未満の場合前金払しないので、本条を削除(見え消し)します。
- (2) 契約金額が300万円以上かつ履行期間が3か月以上の場合  
第2項中「14日以内」の「14」を「30」に訂正します。  
本条第6項中の遅延利息の率は、令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。  
訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。

#### (保証契約の変更)

##### 第36条

第35条を削除した場合のみ、本条を削除(見え消し)します。

#### (前払金の使用等)

##### 第37条

第35条を削除した場合のみ、本条を削除(見え消し)します。

#### (契約不適合責任)

##### 第41条

令和2年4月1日に締結する契約から「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」に改定されました。

#### (解除に伴う措置)

##### 第50条

本条第1項及び第2項中の遅延利息の率は令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。

#### (受注者の損害賠償請求等)

##### 第52条

本条第2項中の遅延利息の率は令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。

#### (賠償金等の徴収)

##### 第55条

本条第1項及び第2項中の遅延利息の率は令和3年4月1日から「2.5パーセント」に改定されています。訂正されていない様式の場合は、「2.5」に訂正します。

#### (紛争の解決)

##### 第56条

- (1) 「6 調停人」を削除した場合は、本条(A)を適用し、(B)を削除(⇒見え消し)します。
- (2) あらかじめ調停人を選任する場合は、本条(B)を適用し、(A)を削除(⇒見え消し)します。なお、本条(B)を適用する場合で、調停人を協議に参加させない場合は、(B)

第4項を削除（⇒見え消し）します。

## 契約締結に関わる提出書類（コンサルタント等）

### 【提出書類及び提出時期等】

- 1 各種業務委託契約書  
提出日 ⇒ 契約締結時〔原則として、落札決定後2日以内（落札日から起算）に提出する。〕
- 2 契約保証に関する書類  
提出日 ⇒ 契約締結時〔各種業務委託契約書と一緒に提出〕  
次のいずれかの書類を提出してください。なお、保証の額は、契約金額の10%以上とすること。  
〔ただし、通知書（入札について）で契約保証金を求められていても、納付が免除される場合があります。〕
  - （1）契約保証金の領収書又は受取書の写し
  - （2）銀行等の金融機関の保証書
  - （3）保証事業会社の保証書
  - （4）損害保険会社の履行保証保険証券
  - （5）損害保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）詳細は、「〔別添〕契約保証の納付方法について」をご覧ください。
- 3 現場代理人（管理技術者）及び主任技術者（照査技術者）等の通知書  
提出日 ⇒ 契約締結時〔各種業務委託契約書と一緒に提出〕
- 4 現場代理人（管理技術者）経歴書、主任技術者（照査技術者）経歴書  
提出日 ⇒ 契約締結時〔各種業務委託契約書と一緒に提出〕
- 5 現場代理人（管理技術者）、主任技術者（照査技術者）が「直接的な雇用関係」にあることを証する書類  
提出日 ⇒ 契約締結時〔各種業務委託契約書と一緒に提出〕  
【例】 ・健康保険被保険者証の写し  
・監理技術者資格者証の写し  
（注）「直接的」とは…在籍出向者、派遣社員でないこと
- 6 業務工程表  
提出日 ⇒ 契約締結後10日以内
- 7 着手届  
提出日 ⇒ 契約締結後10日以内

## 契約保証の納付方法について

落札者は委託契約の締結に当たり、契約金額の10%以上の額の契約保証を納付する必要があります。契約保証（金銭的保証）は、次の方法により納付、免除等を行うことができます。

### 【金銭的保証の方法と手続】

#### （1） 契約保証金の納付 ⇒ 「現金納付」

- ・ 契約金額の10%に相当する契約保証金を金融機関等で現金を納付していただきます。
- ・ 納付後、委託契約書とともに領収書又は受取書の写しを企業団に提出してください。（業務完了検査合格後、別紙「契約保証金還付請求書」を提出してください。後日、貴社口座に返還します。）

#### （2） 銀行等の金融機関の保証 ⇒ 「現金納付に代える担保の提供」

- ・ 銀行等の金融機関に契約保証金額に対する保証書を発行してもらい、保証書（正本）1部を委託契約書とともに企業団に提出してください。（業務完了検査合格後、別紙「預り書」と「検査合格書」を持参ください。その場で、「預り書」と引き換えに保証書をお返しします。）

#### （3） 保証事業会社の保証 ⇒ 「現金納付に代える担保の提供」

- ・ 保証事業会社（例：東日本建設業保証株式会社）が発行した契約保証に関する保証証書（正本）1部を委託契約書とともに企業団に提出してください。
- ・ この保証は、前払金保証とセットでなければ契約できないため、申込みは契約保証と前払金保証と同時に申込みすることになります。従って、前払金請求予定の場合に限られます。

#### （4） 損害保険会社との履行保証保険契約の締結 ⇒ 「現金納付の免除」

- ・ 損害保険会社と、企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、保険証券（正本）1部を委託契約書とともに企業団に提出してください。

#### （5） 損害保険会社の公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証 ⇒ 「現金納付の免除」

- ・ 損害保険会社と、保証委託契約を締結して、企業団を債権者とする公共工事履行保証証券（正本）1部を委託契約書とともに企業団に提出してください。

※1 契約保証金の納付は委託契約を締結する以前に行いませんと、その委託契約は無効となります。従って、上記の保証（保険）の契約日は、委託契約書の契約日以前の日でなければなりません。

2 変更契約時における契約保証金の取扱いについては、「佐久水道企業団契約保証金取扱規程」によるものとします。ただし当初契約時において金融機関の保証書等を提出されている場合で、工期延長と契約金額増額の変更を同時に行う場合は、保証期間の延長と保証金額増額の手続きを行ってください。

3 上記の（4）、（5）の方法以外にも、契約保証の現金納付が免除される場合があります。詳細につきましては、企業団に照会してください。